

# 岐阜県最低賃金は、10月1日から 時間額851円に改正されます！

- 最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく、働くすべての方に適用されます。

賃金の引き上げを**支援する助成金などの支援制度**があります。

## 支援制度の例 (注：〈 〉内は生産性要件を満たした場合)

### 業務改善助成金

設備投資、研修等(※1)を行い、事業場内の最低時給額を引き上げた場合、設備投資等(※1)費用の一部を助成します。

①中小企業、小規模事業者の事業場(※2) 30人以下かつ②事業場内の最低時給額が855円以下(※3)で③30円以上(※4)引き上げた場合

助成率：設備投資等(※1)の3/4〈4/5〉  
ただし、賃上げ1~3人の場合 50万円上限  
4~6人の場合 70万円上限  
7人以上の場合 100万円上限

- ※1 販売管理ソフト導入、人材育成の研修、業務改善のコンサルティング費用など
- ※2 1つの企業で複数の事業場(店舗)ごとに申請できます。
- ※3 令和元年10月1日以降は881円以下となります。

### キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合、その人数に応じて助成します。

すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(2%以上増額改定)した場合

1~3人	9万5千円	〈12万円〉
4~6人	19万円	〈24万円〉
7~10人	28万5千円	〈36万円〉
11~100人	1人あたり2万8500円	〈3万6千円〉

(一部の賃金規定等を増額改定した場合には、お問い合わせください。)

- ※4 各助成金を10月1日以降に申請される場合は、時間額851円からさらに賃金を引き上げる必要があります。

## 支援制度のお問合せ

業務改善助成金については	岐阜労働局雇用環境・均等室	058-245-1550
キャリアアップ助成金については	岐阜労働局助成金センター	058-263-5650
最低賃金制度についてのお問合せは	岐阜労働局賃金室	058-245-8104